

選挙制度の見直しよりも一票の格差是正を

茨城県議会議員 海野 隆

先日の県民論壇に青木来三郎県議会議員の衆議院選挙制度見直しについてという一文が掲載された。その一文に掲載されている通り去る六月定例議会でも自民党、公明党、共産党の賛成多数で「現行の小選挙区比例代表並立制を廃止し、中選挙区制の復活を求める意見書」が採択された。民主党は「一票の格差の是正が優先されるべき」であるとの趣旨で反対した。現行衆議院選挙制度に対する県議会の各党派の態度は、青木氏に代表される「制度の見直し」か、私たち民主党の主張する「一票の格差の是正」かに分かれる。

選挙制度は、その国の歴史や政権の在り方や政治状況と密接不可分に結びついているのであって、時空や状況を超えた理想の制度があるわけではない。現在の先進各国の選挙制度も、小選挙区制があったり比例代表制があったり、またイタリアのように比例代表制であったものが小選挙区制に戻ったり様々である。大きく分ければ国民の意思を鏡のように反映するといわれる完全比例代表制か、政権交代の可能性が大きいといわれる完全小選挙区制度かのいずれか、あるいはその中間の制度・組み合わせということになる。

細川政権の時に改正された現行制度は、自民党の分裂と新党の結成という大きな政治の激動の中で出来上がった。五五年体制といわれる自民党と社会党(社会民主党)による擬制の二大政党政治が、本当は一と二分の一政党政治でしかなく、限りなく政権交代の可能性のない政治体制であることに対する政治内部からの改革であった。政権交代のない政治状況が緊張感を欠き、政治そのものの腐敗につながるという構図に危機感を持った政治内部からの改革であったと考えられる。

民主主義の大原則は多数決の原則と一人一票の原則である。この間、衆議院選挙でも参議院選挙でも一票の格差をめぐって選挙無効の裁判が起こされてきた。いくつかの判例は違憲状態と認定したが、選挙そのものの無効は認定せず、立法院にその改善が求められてきたのは周知の通りである。今年一〇月の国勢調査に基づき定数は正の論議が行われるはずである。現制度で衆議院で格差二・四九倍という選挙区が現に存在する。民主主義は一人一人が等しく権利を持つことが大原則である。それを放置するどんな見直しも改革も、基本的な欠陥を持つていと言わざるを得ない。

小選挙区比例代表並立制度は、二回の選挙を終えたばかりである。制度見直しを求めた二つの政党は今回の選挙で議席を減少させた。党利党略とはいわないが、二党の求める見直しの方向はそれぞれ異なる。今回の選挙結果は、制度が想定した二大政党制・政権交代という方向に一步近づいたと考える。民主党がその一翼を担うのは確実である。いま求められているのは、制度の見直しではなく、一票の格差の是正であるというのが多くの有権者の願いであると思う。

茨城県議会のことにも触れたい。これから地方の時代を進めていく

上で議会の役割はますます重要なものとなる。多様な県民の声を県議会に送り込み、茨城県政に生かし、政策として具体化しなければならぬ。しかし、現段階において本当に県議会に県民の声がもれなく反映されているかという問いを發した時に、疑問符を付けざるを得ない。例えば県議会選挙において議員一人当たりの人口の格差が三倍を超えていたり、いわゆる逆転区が存在したり、一票の価値に大きな差が生じているという現状がある。選挙区が違えば一票の価値が異なるという現状は、県民一人一人の声を公平に吸収していく議会制民主主義の立場からしても好ましからざる事態である。

民主主義は一人一人が等しく権利を持つことが大原則である。「特殊な事情」は少なからず存在するとしても、一方で一票投票しているその価値が、他方では三票分であるなどということが住民に身近な地方自治体で許されるはずがない。

地方自治を進め、民主主義を成熟したものとして行くためにも選挙区定数の是正は茨城県議会、茨城県民にとって焦眉の課題であると確信する。

2000. 8. 20

一対二未満の格差の根拠として、昭和六十一年の二月二十六日都議会議員選挙定数訴訟において東京高裁の下した判決がある。この判決は「地方議会選挙で許される格差は原則として二倍まで」とする明確な基準を打ち出した画期的な判決であると言われている。

その判決理由の要旨の一部を少し長く引用したい。「第一に考慮しなければならないことは、投票価値の平等という憲法上の原則であり、そしてまたその公選法における現れである一五七項本文の人口較差一対一の原則と三六条の一人一票の原則である。次に考慮すべきことは健全な国民感情、すなわち多少の不平等はやむを得ないものとして忍ぶとしても、自己が一票しか持っていないのに他人はその倍の二票を持つのと同じ結果になるようなことは我慢できないという素朴な気持である。・・・島部のような特殊な事情のある場合を除いて一対二を超えることは許されないものと解すべきことになる」